

入札公告の変更について

平成 29 年 11 月 22 日に入札公告した「29 入札第 196 号 4 階執務エリアパネルパーティション」について、仕様書中「4. 納入場所・納入期限」を下記のとおり変更する。

平成 29 年 12 月 5 日

長崎県知事 中村 法道

記

変更前	<p>4. 納入場所・納入期限 納入場所：長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁舎行政棟 4 階 納入期限：平成 30 年 1 月 28 日 <u>(納品日は平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月の間で、協議の上決定すること)</u> (複数回に分割して納入することも可能であること) <u>(土曜日、日曜日又は祝日においても可能であること)</u></p>
変更後	<p>4. 納入場所・納入期限 納入場所：長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁舎行政棟 4 階 納入期限：平成 30 年 1 月 28 日 <u>(納品は土曜日、日曜日又は祝日に行なうこと)</u> <u>(納品日については契約締結後に協議の上決定すること)</u> (複数回に分割して納入することも可能であること)</p>

一般競争入札予定表

入札件名：29入札第196号 4階執務エリアパネルパーティション

購入請求課：県庁舎建設課

公告日	平成29年11月22日			
入札日	平成29年12月13日 (10:30)			
納入期限	平成30年1月28日			
入札参加申請受付期間	平成29年11月22日	～	平成29年12月12日	(17:00)
同等品	受付期間	平成29年11月22日	～	平成29年12月7日 (17:00)
	回答期限	平成29年12月11日		
質問	受付期間	平成29年11月22日	～	平成29年12月7日 (17:00)
	回答期限	平成29年12月11日		
入札会場	長崎県庁本館2階会議室			

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 11 月 22 日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

29 入札第 196 号 4 階執務エリアパネルパーティション 1 式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

平成 30 年 1 月 28 日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁舎行政棟 4 階

②条 件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

(2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を平成 29 年 12 月 1 日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

(5) この公告の日から 9 の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から 9 の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市江戸町 2-13

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

4 契約条項を示す場所

3 の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）平成 29 年 12 月 12 日 17 時 00 分

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

（提出期限）平成 29 年 12 月 7 日 17 時 00 分

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語並びに通貨  
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等  
(場所) 長崎県庁本館 2階会議室  
(期日) 平成 29 年 12 月 13 日 10 時 30 分開始  
入札期日当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
  - (1) 入札保証金  
免除する。
  - (2) 契約保証金  
契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
    - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
    - イ 入札期日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出  
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。  
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効  
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
  - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
  - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
  - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
  - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
  - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
  - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
  - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
  - (9) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。
  - (10) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
  - (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。
  - (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
  - (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
  - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
  - (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
  - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

### (1) 入札番号、購入物品名及び数量

29 入札第 196 号 4 階執務エリアパネルパーティション 1 式

\*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

### (2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送又は F A X にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書は長崎県へ届出済の印影があるものに限る（明確に押印すること）。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕平成 29 年 12 月 12 日 17 時 00 分（必着）

### (3) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は、必ず「同等品承認願（調達様式第 4 号）」にメーカーの仕様証明書を添付のうえ、期限までに郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日から 3 日（休日を除く。）以内（平成 29 年 12 月 7 日に提出のあったものについては、平成 29 年 12 月 11 日まで）に、審査結果を県庁舎建設課より F A X にて回答します。期限までに回答がない場合は、県庁舎建設課までお問い合わせください。

#### ※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕平成 29 年 12 月 7 日 17 時 00 分（必着）

〔提出方法〕メーカー名・シリーズ名等を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえ、当該メーカーの仕様証明書と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

#### ※「同等品承認願」には、必ずメーカーの仕様証明書を添付すること。

### (4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁舎行政棟 4 階

〔納入期限〕平成 30 年 1 月 28 日

### (5) 入札期日及び場所

入札期日：平成 29 年 12 月 13 日 10 時 30 分 開始

入札場所：長崎県庁本館 2 階会議室

※入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室に確認すること。

### (6) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ平成 29 年 12 月 7 日 17 時 00 分までに F A X にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、平成 29 年 12 月 11 日までに「質問への回答書（調達様式第 7 号）」により F A X にて回答します。

①仕様書に関する質問提出場所 県庁舎建設課 総務調整班

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 8 7 TEL095-894-3161

②調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6 8 TEL095-895-2881

### (7) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契

約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第8号）に記載すること。

ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。

エ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。
- ② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。
- ③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

（8）入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

（ア）契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

（イ）契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - ・入札期日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
- なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000万円以上
- ②2,000万円未満500万円以上
- ③500万円未満

（ウ）契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

（9）入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからケまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。

シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

#### (10) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

#### 【注意事項】

- ・入札期日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。
- ・再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。
- ・入札者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。  
（※代理人が入札をする場合、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。）

#### (11) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

#### (12) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を平成29年12月1日現在で有している者であること。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- オ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。



## 2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

## 品名：4階執務エリアパネルパーティション

### 1. 規格・仕様

- ① 寸法は、パネル厚を 55～65mm とし、幅と高さを以下のとおりとする

パーティションA①	: H1250～1350mm	W450mm
パーティションA②	: H1250～1350mm	W800mm
パーティションA③	: H1250～1350mm	W900mm
パーティションA④	: H1250～1350mm	W1000mm
パーティションC⑤	: H1800～2100mm	W450mm
パーティションC⑥	: H1800～2100mm	W900mm
パーティションD⑦	: H1450～1650mm	W450mm
パーティションD⑧	: H1450～1650mm	W900mm
パーティションD⑨	: H1450～1650mm	W1000mm
パーティションE⑩	: H1130～1260mm	W450mm
パーティションE⑪	: H1130～1260mm	W900mm
パーティションE⑫	: H1130～1260mm	W1000mm

- ② フレームと、タイル状やブロック状の部材（以下、タイルと記載）によって組立てたパネルを、ポストなどの連結部材で連結する方式とし、エンド部分に化粧のない製品については必要箇所（エンド部分）にエンドカバーを設置すること
- ③ フレームはスチールもしくはアルミ製とすること
- ④ 使用するタイルは、幅木および笠木部分を除いては、高さ 275～550mm の一様な寸法のクロス張り、あるいはフロスト仕様の半透明タイルを原則とするが、高さの寸法調整のためやむをえない場合は、一部のみその他の寸法のタイルの使用を認める  
また幅木を除くパネル最下段のタイルについては、高さ 600mm までのタイルの使用を可とするが、使用する場合は①～⑫までのすべてのパーティションについて使用することとする
- ⑤ パーティションD（⑦から⑨までの3種類）については、床面から高さ 950～1200mm の高さを下端として、パネル上端までをフロスト仕様の半透明タイル（ガラスもしくは樹脂製）とし、それ以外のタイルをクロス張りとする
- ⑥ パーティションC（⑤と⑥の2種類）については、パーティションD（⑦から⑨の3種類）と同じ高さと同寸法・同仕様の半透明タイルを使用し、それ以外のタイルをクロス張りとする
- ⑦ パーティションA、Eについては、全面クロス張りのパネルとすること  
※全面クロス張りの場合でも、タイルを使用してパネルを組立てる仕様とすること
- ⑧ クロス張りタイルの張地の色については、グレー系色とすること
- ⑨ 組立てたパネルを高さ違いで、直線または直角に連結することが可能であること
- ⑩ パネルは安定板または床固定金具を使用して固定することとし、パネルエンド部分に壁がある場合、壁固定金具を使用して固定すること
- ⑪ グリーン購入法適合品であること
- ⑫ 「一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）」に加盟したメーカーの品であること

※連結部材や壁固定及び床固定金具、安定板については、必要部材・数量を適切に用意すること

※配置や連結、固定の位置については別添レイアウト図を参照すること

## 2. 数量

78枚

※配置の詳細は別添レイアウト図を参照すること

パネル 番号	パネル タイプ	パネル幅 (mm)	合計		1F	4F	5F	6F	7F
			タイプごと	幅ごと					
①	A	450	23	4		4			
②		800		2		2			
③		900		13		13			
④		1000		4		4			
⑤	C	450	33	9		9			
⑥		900		24		24			
⑦	D	450	10	1		1			
⑧		900		7		7			
⑨		1000		2		2			
⑩	E	450	12	2		2			
⑪		900		6		6			
⑫		1000		4		4			

## 3. 参考例示品シリーズ

- ▶ 株式会社イトーキ / F S X 2 パネルシステム
- ▶ 株式会社内田洋行 / N e X パネルシステム
- ▶ 株式会社岡村製作所 / インパイルシリーズ

## 4. 納入場所・納入期限

納入場所：長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県庁舎行政棟4階

納入期限：平成30年1月28日

(納品は土曜日、日曜日又は祝日に行うこと)

(納品日については契約締結後に協議の上決定すること)

(複数回に分割して納入することも可能であること)

## 5. 留意事項

- ① 参考例示品または上記要求仕様を満たすもの(同等品)を納品すること。
- ② 納入品はすべて同一メーカーであること。
- ③ 受注者は、納入期限までに所定の位置(別添レイアウト図参照※図中のH寸法は一例)に納入品の搬送・搬入、組立て、連結、壁固定、床固定、設置等を行い、受注者と発注者の双方で物品の検査・検収を行うこと。
- ④ 作業時の養生は別紙の範囲について移転業務を請負う業者が実施済みであるが、納品に必要な範囲は別途受注者が実施すること。なお、移転業者の実施した養生に損害を与えた場合は、直ちに県庁舎建設課の担当職員に連絡するとともに、受注者の責任において復旧すること。
- ⑤ 納入に際しては、あらかじめ県庁舎建設課の担当職員と搬入経路、駐車場、エレベーターの使用等について打合せの上実施すること。
- ⑥ 搬入、設置等に際して、施設および備品などに損害を与えた場合は、直ちに県庁舎建設課の担当職員に連絡するとともに、受注者の責任において復旧すること。

- ⑦ 梱包資材等は受注者の責により構外処分すること。
- ⑧ 納入後、通常使用により故障した場合の無償保証（修理もしくは交換）期間を1年以上付すこと。
- ⑨ 納入品の搬送・搬入、組立て、連結、固定、設置等に要する費用はすべて入札価格に含めること。
- ⑩ 契約締結後、価格明細書（任意様式）を提出すること。



# 仕様証明書

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

㊞

仕様等について、下記のとおりであることを証明します。

## 記

入札番号：29入札第196号

入札名：4階執務エリアパネルパーティション

- 1 寸法は、パネル厚を55～65mmとし、幅と高さを以下のとおりとする  
パーティションA①：H1250～1350mm W450mm  
パーティションA②：H1250～1350mm W800mm  
パーティションA③：H1250～1350mm W900mm  
パーティションA④：H1250～1350mm W1000mm  
パーティションC⑤：H1800～2100mm W450mm  
パーティションC⑥：H1800～2100mm W900mm  
パーティションD⑦：H1450～1650mm W450mm  
パーティションD⑧：H1450～1650mm W900mm  
パーティションD⑨：H1450～1650mm W1000mm  
パーティションE⑩：H1130～1260mm W450mm  
パーティションE⑪：H1130～1260mm W900mm  
パーティションE⑫：H1130～1260mm W1000mm
- 2 フレームと、タイル状やブロック状の部材（以下、タイルと記載）によって組立てたパネルを、ポストなどの連結部材で連結する方式とし、エンド部分に化粧のない製品については必要箇所（エンド部分）にエンドカバーを設置すること
- 3 フレームはスチールもしくはアルミ製とすること
- 4 使用するタイルは、幅木および笠木部分を除いては、高さ275～550mmの様な寸法のクロス張り、あるいはフロスト仕様の半透明タイルを原則とするが、高さの寸法調整のためやむをえない場合は、一部のみその他の寸法のタイルの使用を認める  
また、幅木を除くパネル最下段のタイルについては、高さ600mmまでのタイルの使用を可とするが、使用する場合は①～⑫までのすべてのパーティションについて使用することとする
- 5 パーティションD（⑦から⑨までの3種類）については、床面から高さ950～1200mmの高さを下端として、パネル上端までをフロスト仕様の半透明タイル（ガラスもしくは樹脂製）とし、それ以外のタイルをクロス張りとする
- 6 パーティションC（⑤と⑥の2種類）については、パーティションD（⑦から⑨の3種類）と同じ高さに同寸法・同仕様の半透明タイルを使用し、それ以外のタイルをクロス張りとする
- 7 パーティションA、Eについては、全面クロス張りのパネルとすること  
※全面クロス張りの場合でも、タイルを使用してパネルを組立てる仕様とすること
- 8 クロス張りタイルの張地の色については、グレー系色とすること
- 9 組立てたパネルを高さ違いで、直線または直角に連結することが可能であること
- 10 パネルは安定板または床固定金具を使用して固定することとし、パネルエンド部分に壁がある場合、壁固定金具を使用して固定すること
- 11 グリーン購入法適合品であること
- 12 「一般社団法人日本オフィス家具協会（JOIFA）」に加盟したメーカーの品であること